

2026年度(後期分)愛媛大学授業料徴収猶予申請のしおり

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課

(注)この申請は授業料徴収猶予のみが適用されます。

授業料免除を希望する場合は、この様式ではなく、別途大学が指定している様式等にて申請してください。

次に掲げる「授業料徴収猶予対象者」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、当該期分の授業料の徴収を猶予することがあります。授業料徴収猶予を希望する者は、以下により申請手続きをしてください。

1. 授業料徴収猶予対象者

本学の学部又は大学院に入学又は在学する者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難である者
- (2) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたため、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2. 徴収を猶予する期間

徴収を猶予する期間は、前期分については2027年2月26日(金)までです。

(結果通知及び納付書は、2026年10月下旬頃に郵送する予定です。)

3. 提出書類等

提出書類 (①②を提出)	留意事項
①授業料徴収猶予申請書(申請様式3)	保証人の自筆が必要。
②110円分の切手(結果通知送付用)	●窓口提出の場合:申請書提出時に封筒をお渡しします。 110円分の切手を持参ください。 ●郵送提出の場合:長形3号封筒(縦235mm×横120mm)を用意し、保証人住所・保証人氏名・学生氏名・学生証番号を記入の上、110円分の切手を貼付し、提出してください。

4. 申請書の提出日時・場所等

詳細は掲示板・愛媛大学ホームページより「申請期間」を確認してください。

窓口または郵送で受付します。期限を過ぎての提出はいかなる理由があっても受理しません。

●窓口提出の場合:9月1日(火)～9月30日(水)17:00厳守 6.所属別担当窓口が指定する場所へ提出してください。

●郵送提出の場合:9月1日(火)～9月30日(水)必着 6.所属別担当窓口宛へレターパックライトで郵送してください。

愛媛大学 HP トップ>大学生活>授業料・奨学金>入学料免除および授業料免除等 <https://www.chime-u.ac.jp/entrance/scholarship/exemption/>

入学料徴収猶予および授業料徴収猶予制度 <https://www.chime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/#deferment>

5. 注意事項

- 申請書は、枠内の所要事項を漏れなく記入し提出してください。
- 申請書は、申請者本人が記入してください。ただし、保証人欄は必ず保証人が自署してください。
- 保証人は、本学に届け出済みの者(父母又はこれに準ずる者)としてください。
- 事実と異なって記入してください。不実な記載が判明した場合は、猶予決定後であっても許可を取り消すことがあります。
- 提出時の記入漏れ、記載事項不備は申請者の不利益となる場合があるので十分注意してください。
- 申請書を期限までに提出できない場合は、受付開始までに学生生活支援課に申し出てください。
- 授業料徴収猶予申請書が受理された場合は、大学から決定通知(郵送)があるまで授業料は納付しないでください。
納付すると申請を辞退したことになります。

6. 所属別担当窓口

所属学部・研究科等	担当 (愛媛大学)
法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、工学部、SSC、人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科、地域レジリエンス学環	学生生活支援課奨学金チーム TEL: 089-927-9169 〒790-8577 松山市文京町3番
医学部、医学系研究科、医農融合公衆衛生学環	医学部学務課学生生活チーム TEL: 089-960-517 〒791-0295 東温市志津川454
農学部、農学研究科	農学部事務課 学務チーム TEL: 089-946-9806 〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号
連合農学研究科	農学部事務課 連合農学研究科チーム TEL: 089-946-9910 〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号

2026年度 前・(後)期分 授業料徴収猶予申請書							
ふりがな 氏 名		えひめ えみか 愛媛 えみか		男・ (女)	2026年度 (入学・編入学)	学部 研究科 学 環	(学科) 課程 専攻
学生証番号		0 X X X X X X A					
前 年 の 授 業 料 免 除 ・ 徴 収 猶 予 申 請 状 況 (該当するものを ○で囲むこと)		【前年度前期】 [授業料免除]・申請した(全額免除・一部免除・不許可) (申請していない) [授業料徴収猶予]・申請した(許可・不許可) (申請していない) 【前年度後期】 [授業料免除]・申請した(全額免除・一部免除・不許可) (申請していない) [授業料徴収猶予]・申請した(許可・不許可) (申請していない)					
本 人 住 所		〒 790-0000 () 方 愛媛県松山市文京町○ TEL (090) **** - ****					
家 族 住 所		〒 798-0000 () 方 愛媛県宇和島市○-○ TEL (0895) **** - ****					
保 証 人 住 所		〒 同 上 () 方 TEL () -					
家族構成（申請者本人を除く）							
続柄	氏 名	年齢	職業・就学	在職期間・学年	勤務先・学校名・現状・他	年間収入（見込）	
父	H31.2月死亡	歳		年 月		万円	
母	愛媛 春子	53歳	農 業	20年 月	自 宅	112 万円	
兄	忠志	29歳	文具小売	4年 月	自 営	40 万円	
姉	孝子	26歳	会社員	4年 月	〇〇食品(株)	220 万円	
弟	繁巳	18歳	高校生	3年 月	愛媛県立●●高校	0 万円	
妹	博子	15歳	中学生	3年 月	△□中学校	0 万円	
祖母	シ/	80歳	無 職	年 月	無職（年金受給者）	48 万円	
■ 母子・父子世帯 □ 生活保護世帯 □ 障がい者のいる世帯（ 人） □ 主たる家計支持者が単身赴任 □ 風水害等の災害を受けた世帯（被害額 万円） □ 長期療養者のいる世帯（ 人、一月当り療養費 万円）							
[授業料の徴収猶予を希望する理由] 私の家族は7人家族で、私を含めて3人が修学しています。 生計は、父が亡くなったあと母が農業をしておりますが、目の悪い祖母の看病で思うように働きません。 また、兄の文具店もまだ軌道にのっておらず 経済的に苦しい状況となっており、授業料徴収猶予を申請する次第です。							
休 学 歴	期 間	～		理 由	病 気・留 学・経済的・その他（ ）		
	期 間	～		理 由	病 気・留 学・経済的・その他（ ）		
上記のとおり、授業料の徴収猶予を保証人連署の上、申請します。 許可された場合は、所定の期限までに授業料を納付することを確約いたします。 なお、申請書に不実な記載等が判明した場合は、許可が取り消されても異議はありません。 また、徴収猶予の期限までに授業料を納付しなかった場合、学則第45条又は大学院学則第44条により除籍処分となっても異議の申し立てはいたしません。							
2026 年 9月 21日							
愛 媛 大 学 長 殿				申 請 者 本 人 氏 名 愛媛 えみか			
				続 柄			
				保証人署名（母）氏 名 愛媛 春子			
				(保証人自筆のこと)			

2026年度 前・ 後 期分 授業料徴収猶予申請書									
ふりがな 氏 名				男 ・ 女	年度 入学・編入学		学 部 研究科 学 環		学科 課程 専攻
学生証番号									
前 年 の 授 業 料 免 徐 ・ 徴 収 猶 予 申 請 状 況 （該当するものを ○で囲むこと）		【前年度前期】 [授業料免除]・申請した（全額免除・一部免除・不許可） ・申請していない [授業料徴収猶予]・申請した（許可・不許可） ・申請していない 【前年度後期】 [授業料免除]・申請した（全額免除・一部免除・不許可） ・申請していない [授業料徴収猶予]・申請した（許可・不許可） ・申請していない							
本 人 住 所		〒 () 方 TEL () -							
家 族 住 所		〒 () 方 TEL () -							
保 証 人 住 所		〒 () 方 TEL () -							
家族構成（申請者本人を除く）									
続柄	氏 名	年齢	職業・就学	在職期間・学年	勤務先・学校名・現状・他	年間収入(見込)			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
				年 月		万円			
☐ 母子・父子世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 障がい者のいる世帯（ 人） ☐ 主たる家計支持者が単身赴任 ☐ 風水害等の災害を受けた世帯（被害額 万円） ☐ 長期療養者のいる世帯（ 人、一月当り療養費 万円）									
[授業料の徴収猶予を希望する理由] ----- ----- -----									
休 学 歴		期 間	～	理 由	病 気・留 学・経済的・その他（ ）				
		期 間	～	理 由	病 気・留 学・経済的・その他（ ）				
上記のとおり、授業料の徴収猶予を保証人連署の上、申請します。 許可された場合は、所定の期限までに授業料を納付することを確認いたします。 なお、申請書に不実な記載等が判明した場合は、許可が取り消されても異議はありません。 また、徴収猶予の期限までに授業料を納付しなかった場合、学則第 45 条又は大学院学則第 44 条により除籍処分となっても異議の申し立てはいたしません。 年 月 日 愛 媛 大 学 長 殿 申 請 者 本 人 氏 名 _____ 続 柄 _____ 保 証 人 署 名（ ）氏 名 _____ （保証人自筆のこと）									